



# 鳥取県公報

令和4年12月13日（火）  
号外第80号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（594）（福祉保健課）	2
-------	----------------------	---

# 告 示

## 鳥取県告示第594号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
孤独・孤立に関するアンケート調査
- 2 調査の目的  
孤独・孤立に関する県内の状況の調査及び分析をし、実態を把握した上で対策立案等につなげる。
- 3 調査対象の範囲  
実査を委託する民間事業者（以下「委託事業者」という。）のインターネットモニターに登録している者で、県内に在住する満16歳以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 孤独・孤立に関する事項  
孤独感、社会や他人との関わり方の満足度、外出頻度等
    - イ 関連事項  
コミュニケーションツールの利用状況、不安や悩みの相談相手の有無、心身の健康状態等
    - ウ 属性事項  
年齢、性別、同居人の有無・数等
  - (2) 基準となる期日  
令和4年12月1日
- 5 報告を求める者  
調査対象の全数 約9,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法  
委託事業者が、報告者に対してアンケートを配布する。報告者はオンライン上で調査票に入力し、回答をオンラインにより委託事業者に提出する。
- 7 報告を求める期間  
令和4年12月15日から同月21日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
2年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課のホームページで公表する。